

令和3年7月吉日

ご利用者様並びに居宅介護支援事業所
介護支援専門員 各位

株式会社トータルライフケア
代表取締役 西海奉成

24時間対応体制についてのお知らせとお願い

謹啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

令和3年8月1日より、トータルライフケア用賀訪問看護ステーションにおいて、

- ① 緊急時訪問看護加算（介護保険）
- ② 24時間対応体制加算（医療保険）

に適応するサービスを提供させていただくこととなりました。

弊社と致しましては、近年のご利用者様からの臨時訪問要請が増加してきたこと、又それに伴って緊急時の訪問体制（主に契約外の方の緊急訪問時に於いて、情報共有に関する問題が発生する恐れがある為）が脆弱であってはならない点等に鑑み、原則として要介護4以上の全てのご利用者様との間に上記①、②の加算のご契約をお願いすることとしております。（精神科訪問看護の場合を除く）無論、必要であれば介護度に関係なくご契約させていただきます。

厚生労働省が推進する「地域包括ケアシステム」において、在宅での訪問看護機会が増加することが予想される中で、弊社は今後、緊急時の訪問準備や情報共有に関して一層の安全性の確保と、サービスの質の向上に努めて参りますので、主旨をご理解の上、何卒ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

謹白